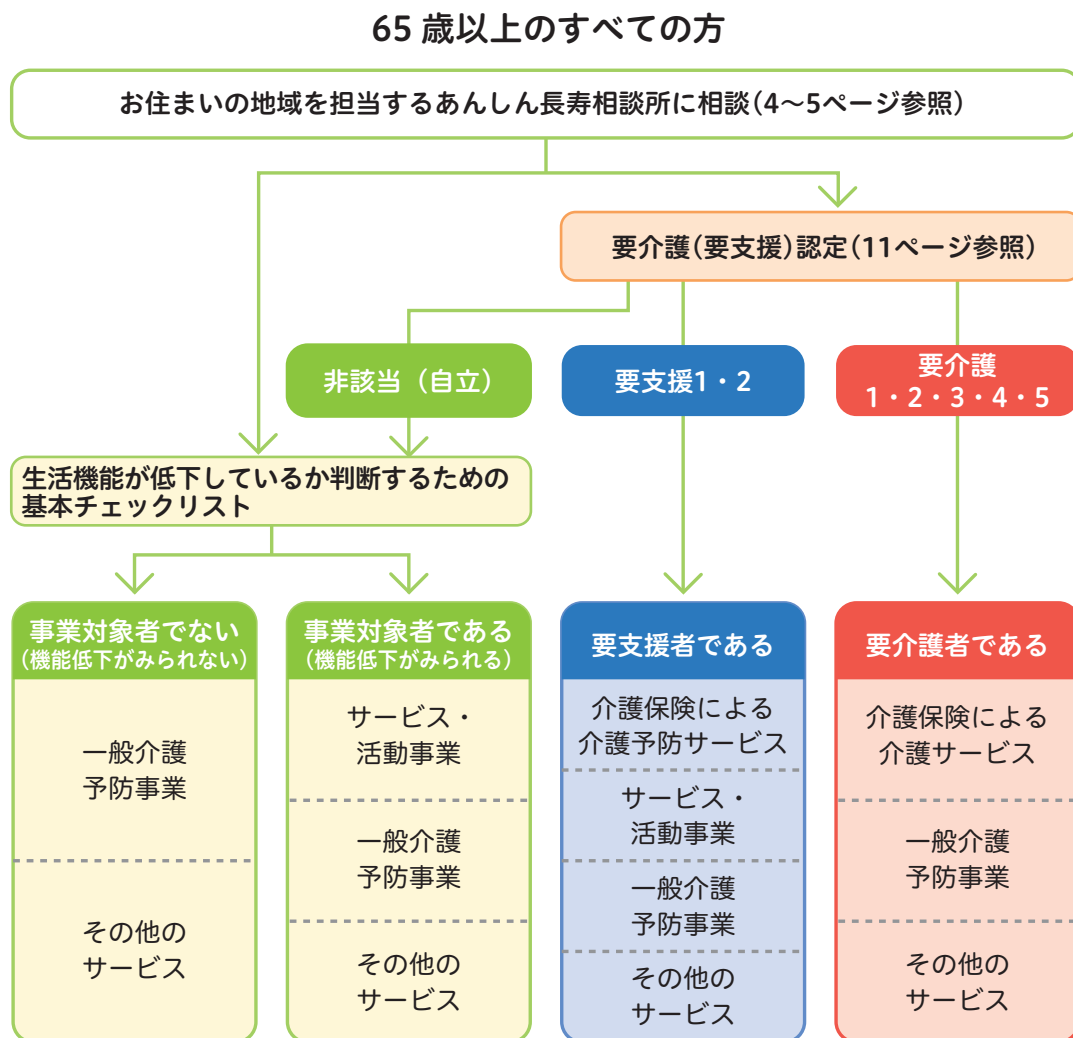


介護が必要になったら

サービス利用の方法

1.どのサービスが受けられる？ 判定までのフロー図



※40歳以上65歳未満で特定疾病(9ページ)の方は、要支援又は要介護認定を受けた場合、それぞれ介護保険による介護予防サービス、サービス・活動事業、介護保険による介護サービスが受けられます。その他のサービス、一般介護予防事業は受けられません。

介護が必要になったら



JALレーク滋賀
介護事業所 湖都里

介護職員 募集

通所介護(デイサービス)
受付時間: 月～土 8:30～17:30・祝日可

〒520-2144 滋賀県大津市大萱3丁目7-1
TEL: (077) 545-3366 FAX: (077) 545-7077

大津市
シルバー人材センター

**訪問介護も、総合事業も
お任せください♪**

TEL 077-525-2528
FAX 077-525-2261

詳しくはこちら
大津市中央2丁目2-5 中央市民センター3F
<https://otsu-sjc.or.jp/>

〈広告〉

2.介護保険を利用するには

本人又はご家族に介護や支援が必要になったら

医療保険制度では、かぜなどの病気を患って、医療機関に通院するとき、保険医が保険適用の医療が必要と認めれば、医療保険のサービス給付を受けることができます。

一方、介護保険制度では、介護保険のサービスを利用するためには、まず大津市に申請し、「ど

れくらいの介護や支援が必要か」を決めるための、全国一律の基準で行う要介護（要支援）認定を受けなければなりません。認定を受けて、はじめて介護保険のサービス給付を受けることができます。（介護予防・日常生活支援総合事業の利用については、34ページをご覧ください。）

STEP 1 相談

お住まいの地域を担当する「あんしん長寿相談所」（P4～5参照）にお越しいただくかご連絡をいただければ、ご相談をお受けいたします。



STEP 2 申請書を提出

介護を必要とすることの認定〔要介護（要支援）認定〕を受けるため、本人又は家族が、市役所（介護保険課）、あんしん長寿相談所又は支所に申請書を提出します。

※申請書は大津市のホームページからダウンロードできます。
※「あんしん長寿相談所」「居宅介護支援事業所」「介護保険施設」が本人に代わり申請を行うこともできます。この場合、申請の代行にかかる費用は無料です。



17ページ上段に続きます

（広 告）

土日のデイサービス、お泊り、お住まいも事業所ネットワークでしっかり対応！

デイサービス + お泊りデイ + 訪問介護事業所 + サービス付高齢者向け住宅 りんく大津 浦の郷 大津市本堅田2丁目1-12 ☎ 077-548-6622	デイサービス 懐風 大津市坂本1丁目3-27 ☎ 077-579-5511 居宅介護支援事業所 りんく大津 大津市坂本1丁目3-27 ☎ 077-579-5112	デイサービス 湖都ヶ丘 大津市雄琴3丁目13-20 ☎ 077-578-8267 ★短時間から利用可能です★
--	--	---

謙虚に、そして誠実に——。
ケンセイ介護株式会社

介護サービス りんく 大津



STEP
3

調査

認定調査

大津市の職員又は市の委託を受けた事業所の調査員が対象者の家庭などを訪問し、身体及び日常生活の状況を調査します。

認定調査は、寝返り、起き上がり、歩行、視力・聴力、食事摂取、排泄・ひどい物忘れ、金銭管理、買い物、など 74 項目あります。

💡 調査を受けるときのポイント

- 家族など本人の状態をよく知っている人が立ち会ってください。
- 本人を前にして言いにくいことがあるときは、本人のいない場所で調査員に伝えてください。
- お身体の状態が安定しているときに調査を受けてください。発熱や急病などによってその状況が普段と異なる場合は、適切な調査が行えないことがあります。

主治医(かかりつけ医)の意見書

対象者の疾病や負傷の状況などについて、主治医の意見を求めます。

💡 意見書のポイント

申請書に記載していただいた医療機関（医師）に、大津市から書面で意見書作成を依頼します。事前に本人又は家族から医師に介護認定を申請する旨お伝えください。

STEP
4

一次判定

調査員の認定調査票をもとに、コンピューター処理により一次判定を行います。

STEP
5

二次判定

保健・医療・福祉に関する学識経験のある委員で構成された「介護認定審査会」で、一次判定結果、認定調査票（特記事項）、主治医意見書をもとに、介護や支援が必要かどうか、また、その程度（要支援2段階、要介護5段階）を判定します。

STEP
6

認定

大津市が「介護認定審査会」の判定結果に基づいて要介護（要支援）認定を行います。要介護（要支援）認定は、申請日から原則 30 日以内に決定することになっています。ただし、認定調査票や主治医意見書が整わない場合には、30 日を超えることもあります。

認定結果通知書

認定結果通知書と認定結果の記載された被保険者証などを送付します。

介護が必要になったら

〈広告〉

介護相談受付中！福祉用具レンタル、訪問介護、訪問看護まで

- ・ケアマネジャー
- ・福祉用具レンタル
- ・訪問介護
- ・訪問看護



あいむケアプランセンター大津

〒520-2134 大津市瀬田1丁目4-10

事業拡大に伴い職員募集中

電話: 077-548-7855

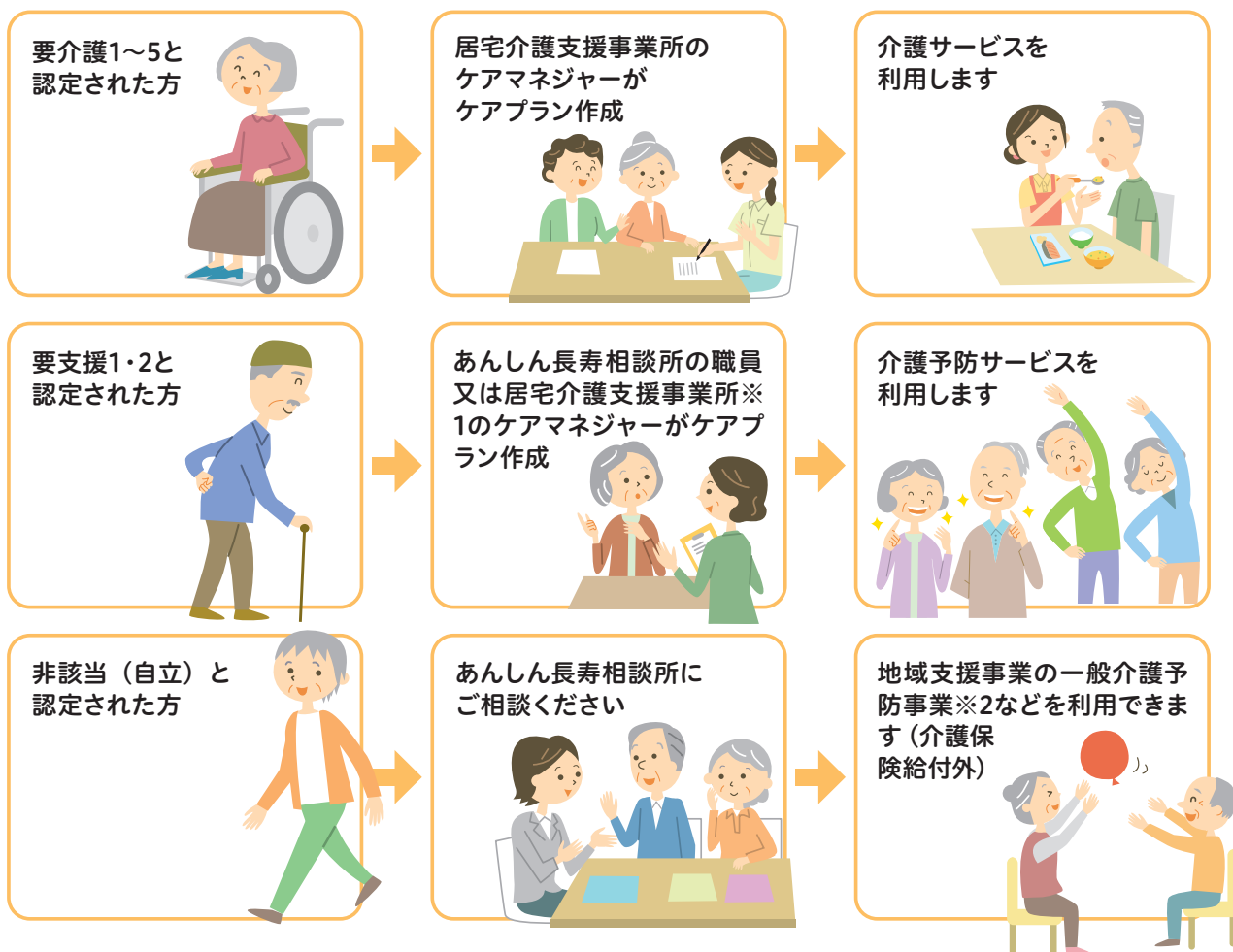
HIPはこちら



3.介護サービスを利用するには

ご自宅で介護(介護予防)サービスを利用するためには、居宅(介護予防)サービス計画(以下、「ケアプラン」といいます。)の作成が必要です。

要介護1～5の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(以下、「ケアマネジャー」といいます。)がケアプランの作成を担当します。**要支援1・2の認定を受けた方は**、あんしん長寿相談所の職員(もしくはあんしん長寿相談所から委託を受けたケアマネジャー)又は居宅介護支援事業所※1のケアマネジャーが、ケアプランの作成を担当します。



※1 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に限られます。

※2 一般介護予防事業については35ページをご覧ください



ケアプラン、ケアマネジャーとは

ケアプランとは、1か月ごとに、どんなサービスをどのように利用するかを介護の必要性や介護予防の目的に沿って立てる計画のことです。(利用者が自分でケアプランを作成することもできます。)

ケアマネジャーは、介護の知識や技術を持った専門職です。ケアプラン作成のほか、サービス事業所との連絡調整を行うことや、利用者や介護者の相談に対応することが主な業務です。

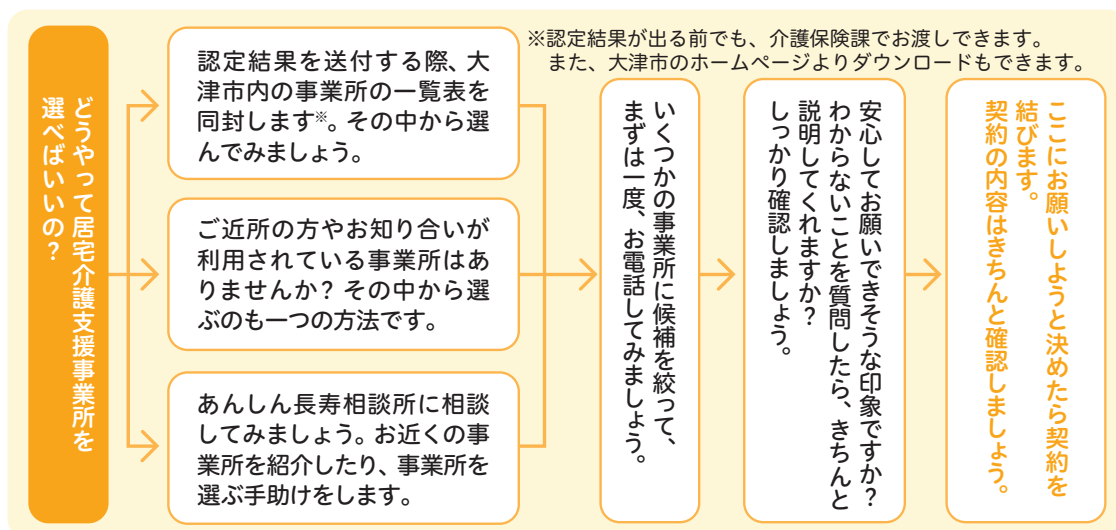
ケアプラン作成にかかる費用

ケアプラン作成については、利用者の費用負担はありません。(全額、介護保険から給付されます。)

また、ケアマネジャーやあんしん長寿相談所への相談についても、費用負担はありません。

居宅介護支援事業所の選び方

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業所は、利用者が選択して、契約を結ぶ必要があります。



- ・一度選んだ事業所を変更することもできます。
- ・一人のケアマネジャーが担当できる利用者の人数は決まっているため、希望する事業所に担当してもらえない場合もあります。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)など、介護保険施設に入所したい場合

要介護1～5と認定された方で、介護保険施設へ入所を希望される場合は、希望する施設へ直接、入所申し込みをしてください。(要支援1、2の方は介護保険施設へは入所できません。)

※平成27年4月から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として要介護3～5の方が対象です。

ただし、要介護1、2で認知症などの場合で、やむを得ない事情があれば特例的に入所が認められる場合があります。

★大津市内の介護保険施設、グループホームなどについては、介護保険課の窓口、又は大津市のホームページに一覧表があります。



心もからだもあたたまる贈りもの

ラ・ケアながら
La care

訪問入浴介護 訪問介護

居宅介護支援事業 小規模多機能型居宅介護
(ラ・ケアCoCo)

福祉用具貸与・販売 地域密着型通所介護
(ラ・ケア) (ラ・ケアこくぶ)

大津市長等二丁目7-4
TEL 077-510-1760
FAX 077-510-1750
<http://www.la-care.jp>